

令和2年8月20日開会

第717回むつ市教育委員会

< 目 次 >

議案第1号 むつ市立小学校及び中学校の宿日直代行員設置規程を廃止する訓令
(総務課)

< 事務局からの報告事項 >

1. 第159回むつ市議会臨時会報告について (総務課)
2. 令和2年度教科書採択について (学校教育課)
3. 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地に係る現状変更等の協議について (生涯学習課)
4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

< その他 >

議案第1号

むつ市立小学校及び中学校の宿日直代行員設置規程を廃止する訓令

むつ市立小学校及び中学校の宿日直代行員設置規程を廃止する訓令を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和2年8月20日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

令和2年8月1日現在当該職に任用されている者は存在せず、かつ、今後においても任用される見込みがないことから、当該規程を廃止するものである。

むつ市立小学校及び中学校の宿日直代行員設置規程を廃止する訓令

令和 2 年 8 月 日 公 表
むつ市教育委員会訓令甲第 号

むつ市立小学校及び中学校の宿日直代行員設置規程（昭和 5 2 年むつ市教育委員会訓令甲第 1 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

むつ市立小学校及び中学校の宿日直代行員設置規程

昭和52年2月8日

教育委員会訓令甲第1号

(目的)

第1条 この規程は、むつ市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の宿日直代行員の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市立学校のうち、必要と認める学校に、施設・設備等の管理保全を行うため、宿日直代行員を置くものとする。

(委嘱及び任期)

第3条 宿日直代行員は、年齢18歳以上70歳未満の男性で、その職務にふさわしい者のうちから、教育長が委嘱する。

2 宿日直代行員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。

(身分)

第4条 宿日直代行員は、非常勤の職とする。

(職務)

第5条 宿日直代行員は、校長の指揮監督を受けて、次の職務を行う。

- (1) 学校の施設、設備、備品及び書類の保全
- (2) 外部との連絡
- (3) 郵便物の收受
- (4) 校内の監視
- (5) その他校長が必要と認めた事項

(勤務時間等)

第6条 宿日直代行員の勤務時間及び1箇月における勤務回数は、校長が定める。

(執務)

第7条 校長は、宿日直代行員執務日誌を備え付け、宿日直代行員にその執務状況を記録させるものとする。

2 校長は、宿日直代行員の執務上の心得その他必要な事項を定めるものとする。

(賃金)

第8条 宿日直代行員には、予算の範囲内において、賃金を支給する。

(免職)

第9条 教育長は、宿日直代行員が次の各号のいずれかに該当する場合には、免職

することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えない場合
- (3) 宿日直代行員にふさわしくない非行があった場合
(災害補償)

第10条 宿日直代行員の業務上の災害については、青森県市町村非常勤職員の公務災害補償に関する条例（昭和43年2月9日制定）によって補償する。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以前における宿日直代行員については、70歳以上の者を除き、引き続き宿日直代行員として委嘱するものとする。

附 則（昭和60年3月28日教委訓令甲第1号）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

第159回むつ市議会臨時会報告（7月31日（金））

1. 議案審議 7月31日（木）

教育委員会関係

議案第68号 財産の取得について

質問者 14番 濱田 栄子 議員

質疑 納期はいつを予定しているのか。

タブレットパソコンの配備に係る納期はいつを予定しているのかの御質問にお答えいたします。

今般、国からの補助が示されたことにより、全国で同時期に端末の発注が殺到し、全ての端末が納入されるには、相応の期間を要するものと予想しております。

従いまして、このたびの契約においては、納期を令和3年3月31日としております。

ただし、納品については準備が整い次第納入してもらうこととしており、仕様書において、令和2年12月28日までに500台以上を納入することを条件としておりますので、納入された場合には、その都度各学校に配備していく予定となっております。

→ 7月31日、原案可決

令和2年度教科書採択について

1 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

【地教行法第21条】

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

【第6号】

教科書その他の教材の取り扱いに関すること。

※ 上記より、各市町村教委がそれぞれ独自に採択権を持つこととなります。

※ 一方、実際には、採択に係る負担を軽減するため、無償措置法により、複数の市町村教育委員会が採択地区協議会を設置し共同して教科書を採択することとされています（下北むつ地区教科用図書採択地区協議会は市町村教育委員会教育長をもって構成されています）

採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないとされています。

採択地区協議会に所属するすべての教育委員会に於いて、教科書採択が教育長に委任されている場合は採択地区協議会の決定がそのまま全教育委員会の採択となり、採択が確定します。

2 下北むつ地区教科用図書採択地区協議会の採択の流れ

※今年度は、来年度から中学校で使用する教科書を採択

- ① 4月14日 ・第1回採択地区協議会（管内教育長）
- ② 6月12日～7月1日
・教科用図書展示会（むつ市立大湊中学校・大間町立大間小学校）
7月 3日 ・各中学校で報告書を作成し、所管教委へ提出
- ③ 6月下旬 ・研究調査
・選定資料の作成
- ④ 7月14日 ・第2回採択地区協議会（管内教育長、研究調査主査、専門委員、父母委員）
・主査報告及び採択協議
- ⑤ 7月31日 ・採択結果をむつ市HPにて公開

3 今後の教科用図書の採択について

- ・令和5年度 ⇒ 令和6年度から使用する小学校教科用図書（全教科）を採択
- ・令和6年度 ⇒ 令和7年度から使用する中学校教科用図書（全教科）を採択

下北むつ地区 令和3年度使用教科用図書 採択理由一覧表

下北むつ地区教科用図書採択地区協議会

令和3年度使用教科用図書の採択にあたっては、青森県教育委員会教科用図書選定資料、下北むつ地区5市町村教育委員会教科用図書推薦資料及び下北むつ地区教科用図書採択地区協議会教科用図書調査報告書に基づき審議した結果、下記のように採択することとした。なお、＜小学校＞及び＜小学校・特別支援学級＞については、昨年度の採択結果を示す。

記

< 小 学 校 >

教科名	採択発行者名	採 択 理 由
国 語	教 出 1 7	学習過程（段階）を明示したり、具体的な活動例を示したりすることによって、児童が主体的に学ぶことができるように工夫された教科書である。また、挿絵や写真等が効果的に配置され、学習内容がとらえやすくなっている。複式学級も設置されている下北むつ地区の実態に適していると考えられる。
書 写	教 出 1 7	見通しをもち主体的に学習できるように、写真やイラストを使って、学習の進め方を詳しく示している教科書である。また、毛筆と硬筆とを関連づけて学習できるような工夫もされている。入門期の児童や、様々な特性をもつ児童にも十分配慮している。入門期から身に付けるべき知識・技能を確実に習得できると思われることから、下北むつ地区の実態に適していると考えられる。
社 会	東 書 2	下北むつ地区の児童の課題である思考力・判断力・表現力を高めるために、「学び方コーナー」や、「ひろげる」「いかす」など児童の学びを支える手立てをふんだんに盛り込むなど、学習方法が系統的に整備されている。そのため4年間を見通して、社会的な見方・考え方を身に付けさせる構成となっている。また、「つかむ」「調べる」といった手順が明確で、主体的な学習を促すことにつながると考えられる。
地 図	帝 国 4 6	地図学習が始まる3年生が抵抗なく学習に取り組めるよう、地図の見方や活用の仕方を丁寧に解説している。また、学年が上がるにつれて、掲載する情報量を段階的に増やす等、発達段階に応じて、資料活用に関する知識及び技能を高めることへの配慮が十分になされている。さらに、資料の質や量も充実しており、地図の活用や社会的な見方・考え方を育てる上で有効である。
算 数	大日本 4	下北むつ地区の児童の実態に即した分かりやすい丁寧な構成・展開となっている。また、既習事項が整理して掲載され、且つ学年一冊本なので、振り返りや学び直しがしやすくなっている。学習した数学的な見方・考え方を繰り返し使えるような工夫により、思考力・判断力・表現力等を育成できる構成となっている。
理 科	学 図 1 1	県内各所の写真が教材として扱われているため、児童が親近感をもって学習に取り組めるほか、単元配列も寒冷地に適した構成となっているため、年間指導計画を立てやすい。観察、実験の内容は、児童の思考の流れに沿ったものとなっており、問題解決の力を高められる教科書である。また、特別な配慮を要する児童が安心して授業に参加できるような工夫もしている。
生 活	東 書 2	生活科で育成すべき資質・能力を児童の吹き出しで具体的に示している。また、おもちゃ作りや栽培方法など、手順を分かりやすく示すことで、児童が自ら活動できるような配慮がされている。さらに、紙面全体を落ち着いた色合いで統一したり、見せたい部分が浮き立つようなデザインを取り入れたりするなど、紙面のユニバーサル化にも配慮している。
音 楽	教 芸 2 7	学習のねらいや活動が順序よく配列され、児童の主体的な学びと学習内容の理解が促される工夫・配慮が随所に見られる。さらに、系統的な題材構成がなされていることにより6年間の学びが無理なく積み重ねられる上、複式学級での弾力的な活用も可能であることから、下北むつ地区の児童の実態に合っていると考えられる。
図画工作	開隆堂 9	全体的に色彩が豊かで明るく、掲載されている写真から楽しく活動している様子を感じ取ることができる。また、児童に呼びかけるような文章の表現方法等から児童の豊かな感性を引き出し、造形的な見方・考え方を育てるために主体的に取り組む活動や対話を通して共同で活動する学習が提示されている。さらに、アニメーションの題材やQRコードによりタブレットPCを活用した新しい題材を随所に取り入れ、個々の活動の進度にあわせて活用することで児童の興味関心の幅を広げて児童の学びに向かう力を引き出し、これから先の生活と造形教育・造形活動との関わりを意識できるような工夫が施されている。
家 庭	東 書 2	目次では、これまでの経験や教科との関連を意識させ、5・6年の学習とのつながりが分かりやすく記されている。また、学習過程が3つのステップになっており、児童が見通しをもって課題解決に取り組むことができる。グラフ・表なども掲載が多く、学習の必要性を感じさせる。写真が実物大で具体的に掲載されたり、記録シートが活動ごとに記載されたりしているため、主体的に学習を進め、深い学びにつなげていくことができる。単元の終わりには「深める活動」が設定され、学習した内容を日常生活につなげていくような配慮がされている。
保 健	東 書 2	学習課題が明確に示され、児童の思考に沿った資料も充実しているため、自分の考えを表現しやすく工夫され、主体的に学びながら健康・安全についての知識及び技能、思考力・判断力・表現力を高められる。
英 語	東 書 2	Picture Dictionary（別添資料）が付されており、様々な活動に活用できる。また、やりとりが深まるような活動も設定されており、下北むつ地区の児童には適した教科書である。
特別の教科 道 徳	日 文 1 1 6	教材の最初にあらずじと登場人物を掲載することで内容把握を助け、思考や議論の時間を確保しやすくしている。また、問題解決的な学習や体験的な学習の手法を分かりやすく提示している。主体的・対話的で深い学びの実現とその蓄積により、児童自身が自分の成長を実感できる。

< 中 学 校 >

教科名	採択発行者名	採 択 理 由
国 語	光 村 3 8	各教材が3つの資質・能力を身に付けるために適切な内容であるだけでなく、量的にも豊富であり、内容理解にとどまらない読み取り方そのものを身に付けることができる。また、情報の扱い方や読書の意義や効用など、新設された事項にもしっかりと対応している。
書 写	光 村 3 8	楷書と行書を系統的に学べるよう、発達段階に応じた課題を各学年に配置している。教科書と同じ大きさにし、防水効果の高い素材で製本するなど、利便性を追求している。主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、課題解決型の学習課題を示し、対話を促す場面を設定している。
地 理	東 書 2	資料の大きさや配色、学習課題の標記の仕方が生徒にとって分かりやすく、学習しやすい内容構成になっている。単位時間の中で基礎的・基本的な知識・技能を定着させ、対話的な学びを通して、思考力・表現力・判断力を高めるための工夫をしており、深い学びにつながる内容となっている。
歴 史	東 書 2	単元を貫く学習課題を設定して、まとめの活動では、学習内容を構造化する活動を位置づけており、思考力・判断力・表現力を養うことができる構成になっている。また、社会的な見方・考え方が明示されており、学習指導要領の趣旨を生かした適切な内容構成となっている。
公 民	東 書 2	単元のまとまりが重視され、問いを軸に課題解決的な学習ができる構成としている。見方・考え方を働かせながら学習を進めることで、基礎的・基本的な知識や技能が習得され、多面的・多角的な思考力・判断力・表現力を高め、持続可能な社会の形成に参画する態度が身に付けられるように工夫している。
地 図	帝 国 4 6	A4判に変更したことで紙面に余裕があり、地図を大きく表記したこと、レイアウトが統一されていることなど、生徒にとって活用しやすい地図帳となっている。「地図活用」やデジタルコンテンツにより、生徒が主体的に地図帳を活用し、技能を高めていくための工夫がされている。
数 学	東 書 2	めあてや学習課題を明確にし、意欲的に授業に取り組めるようにしている。生徒のつまずきを解消できるような配慮をしていて、基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られるほか、日々の学習を通して、思考力・表現力・判断力の向上が期待できる。また、生徒が主体的に数学的活動に取り組み、対話的で深い学びが実現できるように構成している。
理 科	学 図 1 1	理科で育成したい資質・能力の3観点の章の始めに明示されている。また、毎時間の授業において、課題解決のための見方・考え方も示されており、主体的・対話的で深い学びにつながるよう、探究の過程が明確に分かる単元構成となっている。さらに、学習指導要領の改定の意図を十分にくみ取り「どのように学びに向かい」、「どのように知識・技能を習得し」、「理解していることをどのように活用するか」という資質・能力を養うための学習の流れを意識している。
音楽一般	教 芸 2 7	学習指導要領に示されている目標及び内容を踏まえ、全学年を通して教材が「学びの地図」として、系統的・発展的に組織されている。音楽科における3つの資質・能力を確実に育成できるよう、生徒が自分の考えをまとめワークシートに書き込み、整理しながら学習を進めることができる。また、各学校や生徒の実態に合わせて、柔軟に対応できるような指導内容となっている。
音楽器楽	教 芸 2 7	資質と能力の3つの柱とそれに対応する学習内容や教材が「学びの地図」として明確に示されており、生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する手立てが充実している。また、和楽器の口唱歌の取り扱い方が、生徒にとって理解しやすいものとなっている。小学校の学習指導要領の学習内容との系統性がしっかりと確保されており、音楽科の目標に迫る意味で適切な内容となっている。
美 術	光 村 3 8	授業の流れが示され、分かりやすい構成となっている。生徒が必要な時に参考にしやすいよう、全ての表現題材に発想や構想の手立てを示し、巻末資料には技法や用具の使い方等がまとめられている。鑑賞題材では、本物に近い風合いの用紙を使い、生徒の興味を引く工夫がある。
保健体育	東 書 2	1単元見開き2ページとなっており、学習方法が分かりやすく整備され、主体的で深い学びにつなげることができるように工夫されている。季節や生徒の発達段階に応じた配列となっており、自他の健康や安全に関心を持ちやすいようになっている。資料を含め、教育漢字以外の常用漢字全てにふりがながふられており、支援を要する生徒にも分かりやすいように配慮されている。
技 術	教 図 6	「見つける」→「学ぶ」→「ふり返る」という学習の流れを3ステップで明確にしてあり、生徒が読み進めやすく、技術の見方・考え方を養えるようにしている。文字サイズが大きく、重要語句は青太文字にして、視認性を上げるための工夫をしている。
家 庭	教 図 6	学習課題が分かりやすく、生徒が目標をもって授業に臨むことができるため学習しやすい。また、生徒の興味・関心を引くような資料や写真、イラストなどを効果的に使用している。また、様々な生徒に対応するため、文字ではなく記号で表示されている。
英 語	東 書 2	各 Unit から Let's シリーズ、Stage Activity を通して、4技能5領域をバランス良く統合的に学習することができる構成である。目的・場面・状況を踏まえたコミュニケーション活動の継続が、学びの質の向上に直結している。また、下北むつ地区の小学校で使用している教科書との連続性を重視した学びが、コミュニケーション力及び確かな文法力の定着につながる。
特別の教科道徳	日 文 1 1 6	「いじめ」「よりよい社会」についてユニット化し、複数の教材で多面的・多角的に考えることができる。また、道徳ノートには発問を明記せず、多様な指導方法が可能である。さらに、ドット入りで生徒が自分の意見を自由に記入することができる。

< 小学校・特別支援学級 >

- ・児童の興味・関心を喚起し、授業への集中度を高めるため、通常学級用の発行者の教科書を原典とする拡大教科書を採択する。

< 中学校・特別支援学級 >

- ・生徒の興味・関心を喚起し、授業への集中度を高めるため、通常学級用の発行者の教科書を原典とする拡大教科書を採択する。

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地に係る現状変更等の協議について

令和2年7月10日付け、2下北管第425号で、サル生息北限地の現状変更について、下北森林管理署長より文化庁長官宛ての協議書が提出されたため、教育委員会の所見を付したうえで進達した。

●協議内容

人工林の間伐を行う。

●工事地点…脇野沢源藤城の国有林内

●間伐の規模

面積…0.59 ha

伐木本数等…スギを中心として約400本

●期間…許可日～令和3年2月26日

●教育委員会としての所見

- ・工事そのものによる天然記念物への影響は小さいと考えられる。
- ・但し、当該地点は人馴れが進行している群の行動域に該当するため、工事の作業員とサルの接触に十分注意する必要がある。
- ・工事の許可に当たり、工事に従事する作業員に対し、サルへ餌付けをしないこと、餌となるものを放置しないことを注意喚起すべきである。

●備考

教育委員会としての所見を付すにあたり、下北半島ニホンザル対策評価科学委員会の磯山隆幸委員より御教示いただいた。



2下北管第425号
令和2年7月10日

むつ市教育委員会

委員長 氏家 剛 殿

申請者 住所 青森県むつ市金曲一丁目4-6

氏名 東北森林管理局

下北森林管理署長 小松信人



天然記念物下北半島のサル及びサル生息北限地の現状変更等の協議について

このことについて、文化財保護法第168条第2項に基づき関係書類を添えて協議します。

担当：業務グループ(経営担当)

電話：050-3160-5885

または0175-22-1131



2下北管第425号
令和2年7月10日

文化庁長官 殿

申請者 住所 青森県むつ市金曲一丁目4-6
氏名 東北森林管理局
下北森林管理署長 小松信人



天然記念物下北半島のサル及びサル生息北限地の現状変更等の協議について

文化財保護法第168条第2項の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

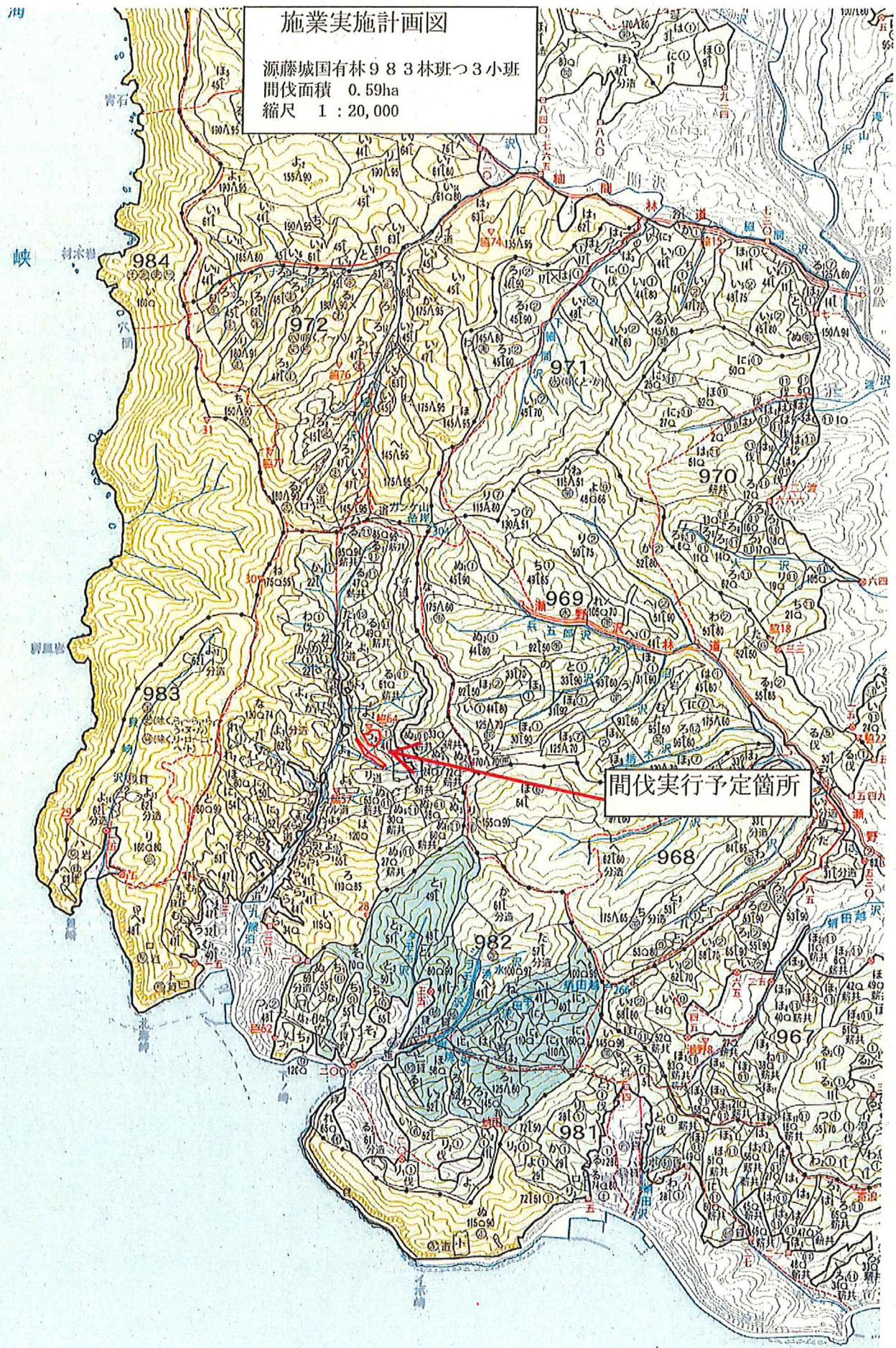
- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物「下北半島のサルおよびサル生息北限地」
- 2 指定年月日
昭和45年11月11日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
青森県むつ市脇野沢
- 4 所有者の氏名及び住所
日本国
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所その所在地
なし
- 7 管理責任者がある場合は、その名称及び住所
氏 名 林野庁 東北森林管理局
事務所の所在地 秋田県秋田市中通5丁目9番16号
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり

- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
森林施業に伴う製品生産請負事業による人工林の間伐を実施するため
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
チェンソー及びプロセッサー並びにフォワーダによる立木の伐採及び造材並びに運搬
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
(1)伐採予定面積 0.59ha（うち搬出路作設面積 0.02ha）
(2)伐採方法 間伐
(3)林 齢 47年
(4)主たる樹種 スギ
(5)伐採率 33%
(6)伐採予定本数 409本（うち搬出路作設に伴う伐採本数 25本）
(7)スギ 伐採木平均胸高直径 24cm 平均樹高 16m 本数 337本
(4)他広 伐採木平均胸高直径 14cm 平均樹高 9m 本数 72本
(7)伐採予定材積 136.27m³（うち搬出路作設に伴う伐採材積 8.49m³）
(7)スギ 130.26m³
(4)他広 6.01m³
- 12 現状変更等の着手及び終了予定時期
着手 許可の日から
終了 令和3年2月26日
- 13 現状変更等に係る地域の地番
青森県むつ市脇野沢字源藤城（げんとうしろ）国有林
983林班つ3小班
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名 東北森林管理局
下北森林管理署長 小松 信人
住所 青森県むつ市金曲一丁目4-6
- 15 その他参考となるべき事項
なし
- 16 添付書類
(1)位置図
(2)施業実施計画図（2万分の1）
(3)基本図かん入図（5千分の1）
(4)航空写真

担当：業務グループ(経営担当)

電話：050-3160-5885 (IP)

または0175-22-1131



施業実施計画図
 源藤城国有林 9 8 3 林班つ3 小班
 間伐面積 0.59ha
 縮尺 1 : 20,000

間伐実行予定箇所

平成三十年
 度策定
 目
 用し、又は
 こと。
 局・署長

源藤城国有林

9 8 3 林班つ3 小班





むつ教生第106号
令和2年7月20日

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地に係る
現状変更等の協議について（進達）

標記の件について、東北森林管理局下北森林管理署長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官宛てに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当：むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
FAX 0175-22-1488



むつ教生第 106 号
令和 2 年 7 月 20 日

文化庁長官 宮田 亮平 様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地に係る
現状変更等の協議について（進達）

令和 2 年 7 月 10 日付、2 下北管第 425 号で、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更等について、東北森林管理局下北森林管理署長より協議書が提出されましたので、下記のとおり当教育委員会の所見を付して進達します。

記

・むつ市教育委員会の所見

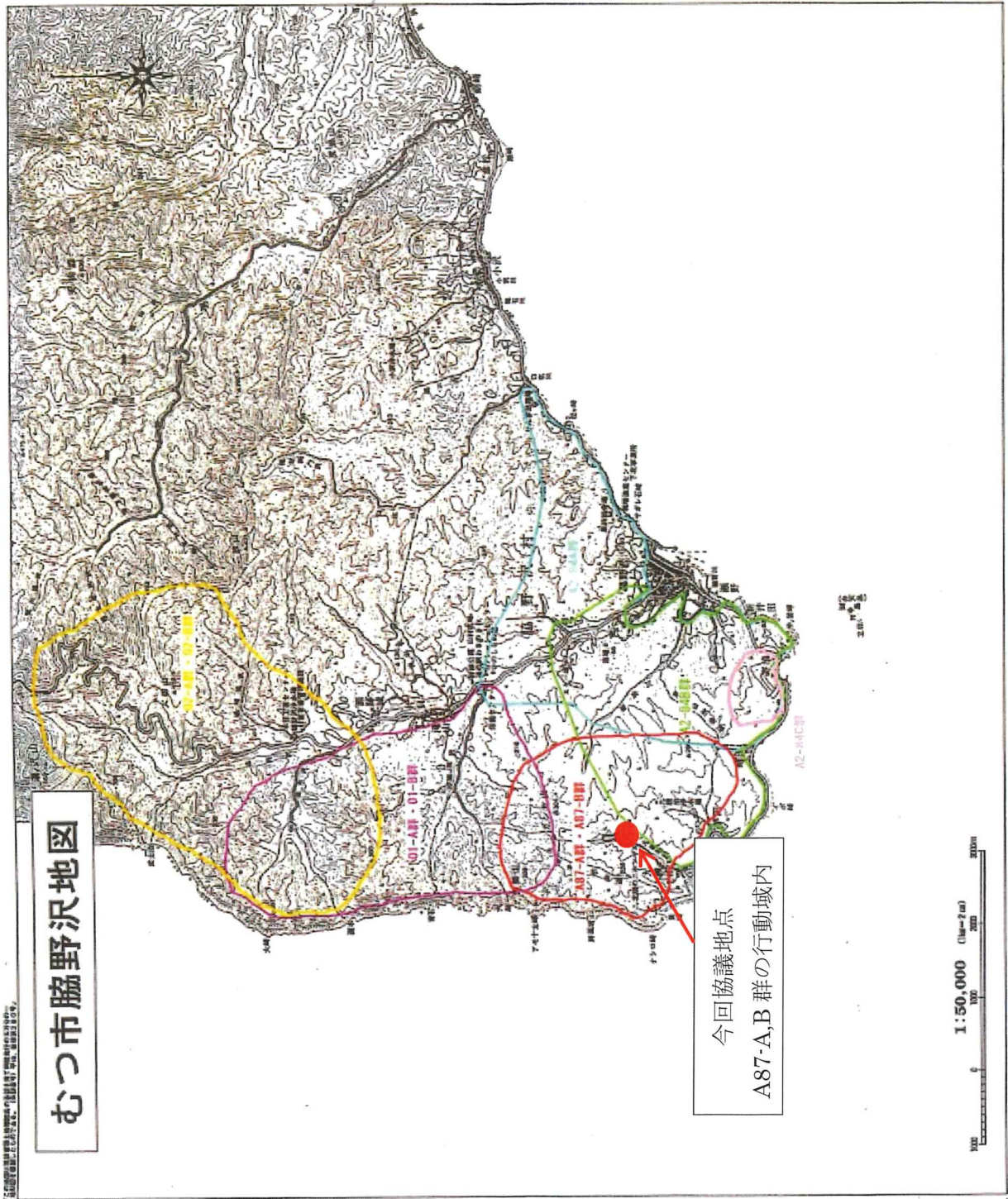
今回の協議は、サル生息北限地内における人工林の間伐であるが、工事によるニホンザルおよびその生息地への影響は小さいと考えられる。

ただし、当該地点は比較的人馴れが進んでいると捉えられる群の行動域に当たるため、作業員とサルの接触には十分注意する必要があると考えられる。工事へ同意する場合は、工事に従事する作業員に対し、サルに餌を与えないこと、空き缶等も含め、餌となるものを放置しないことを注意喚起すべきである。

以上

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
FAX 0175-22-1488

協議地点と群の行動域



個体群と人馴れの進行及び生活環境被害レベル

群名	人馴れの進行及び生活環境被害レベル
A87-A 群	B6
A87-B 群	B3

(令和2年度下北半島ニホンザル対策評価科学委員会で承認)

参考 - 被害レベルの基準について

レベル	人馴れ、被害状況
B0	ほとんど見かけない
B1	人の姿を見ると逃げる
B2	人を識別して、女性、子供、高齢者では逃げない場合もある
B3	人や車を見ても、追い払わない限り逃げない
B4	人家の庭先に出没する
B5	人家に侵入出没する
B6	人を威嚇する行動を見せる
B7	人から物を奪ったり、人を傷つけたりする

(第2次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)より作成)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

1. 時系列及び現状（前回報告後から）

7月31日（金） 学生等支援金振込

8月31日（月） 学生等支援金振込（予定）

2. むつ市学生等緊急支援事業

8月14日（金）時点で申請のあった者に対し、8月31日付けで給付又は貸与を行う。

区分	想定数	申請件数(8/14時点)	前回報告比	申請率	給付予定金額
給付	98名	95名	+3	96.9%	2,970,000
貸与	200名	13名	+2	6.5%	750,000

3. 参考資料

○発送文書

7.31 第30回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果に基づく各種取扱い等について（学校・保護者）